

飲酒・ひき逃げ等、悪質な交通事犯を抑止するための法整備案

第1 飲酒ひき逃げ行為の厳罰化について

1. 刑法の改正（第211条の2関係）

刑法に、「酒気帯び運転等業務上過失致死傷罪」を新設し、法定刑を10年以下の懲役又は200万円以下の罰金とする。

☆ これにより、危険運転致死傷罪の適用に至らない飲酒、ひき逃げ事犯に係る最高刑が、「7年6月以下の懲役」から、「15年以下の懲役」となる。

2. 道路交通法の改正（第117条関係）

道路交通法の救護義務違反の罪の法定刑を、「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金」から「10年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げる。

☆ 上記1、2により、「酒気帯び状態等での交通事故」又は「ひき逃げ」が単独で起こされた事案についてもそれぞれ罰則強化となる。

第2 その他の飲酒運転対策等について

1. 密閉されていないアルコール飲料を車両等に積載して運転する行為についての禁止規定の新設（第65条第3項関係）

トランク等の積載場所以外の場所に密閉されていないアルコール飲料を積載し、又は保持して車両等を運転することを禁止する。

☆ 刑事罰は科さないが、行政処分は可能となる。観光バスや送迎用車両の乗客等がアルコール飲料を保持する場合等の適用除外については、政令で詳細を定める。

2. 酒類を提供した営業者等に対する罰則規定の新設（第65条第2項、第117条の2関係）

酒類を提供する営業を営む者が、その営業所において、酒気を帯びて車両等（軽車両を除く。）を運転することとなるおそれのある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒を勧めたときは、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。

☆罰則の対象となる者の範囲について、営業者に限定する。

3. 免許の欠格期間等の延長（第90条第7項、第103条第6項、第107条の5第1項、同条第8項関係）

免許を取り消された者に係る免許の欠格期間等の上限を、「5年」から「10年」に引き上げる。